

がん診療提供体制の方向性 及び現状について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

拠点病院等の指定要件見直しについて

今回の指定要件見直しのポイント

がん医療の更なる充実

- チーム医療の更なる推進
- 保険適応外の治療に関する事前審査
- 診療機能による拠点病院の分類
- 第三者評価の活用等による質の評価 等

病院完結型から地域完結・循環型医療へ

- 病院一体でのがん相談支援センターの周知
- 専門的な施設へ「繋ぐ」
- 地域連携の推進
- がん教育への協力 等

医療安全の更なる推進

- 医療安全管理部門の設置
- 医療安全管理者の配置
- 医療安全管理者の権限付与 等

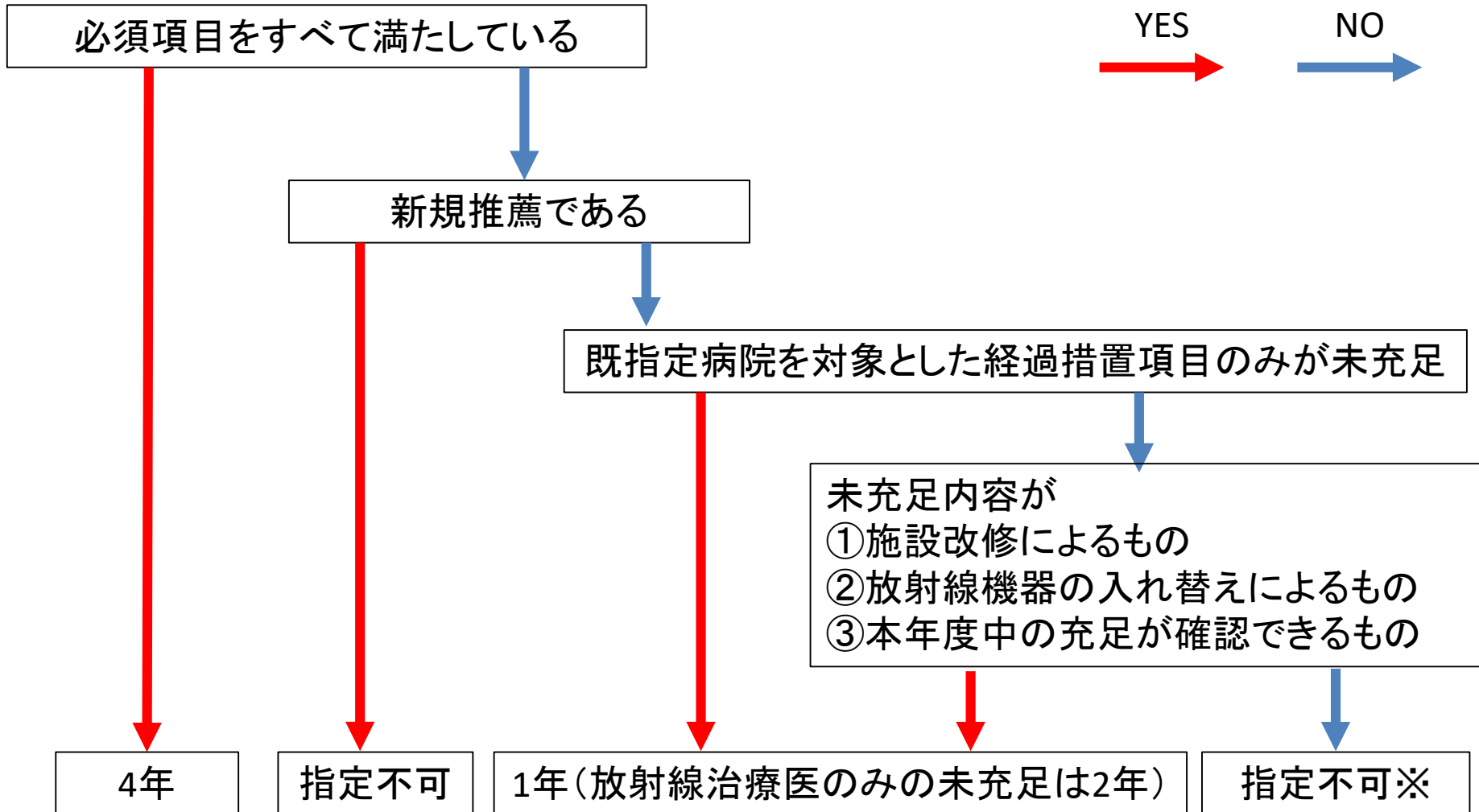
指定に関する課題の整理

- 同一医療圏に複数推薦があった場合の方針
- 要件を満たせていない場合の指導
- 移転・分離・統合があった場合の届出 等

拠点病院等の選定の方針について①

第14回 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会(平成31年3月7日) 資料2より抜粋

【すべての類型で共通の方針】



※同一医療圏に複数指定推薦がなされている場合で、いずれの医療機関も診療実績①が未充足のため指定不可となるが、集約化した場合は診療実績②から要件を充足することが可能と思われる場合は、検討会において審議とする。

【1年間の経過措置項目】

- ①専任の放射線診断に携わる常勤の医師
- ②専従の薬物療法に携わる常勤の医師
- ③専任の身体症状の緩和に携わる常勤の医師
- ④精神症状の緩和に携わる常勤の医師
- ⑤専従の薬物療法に携わる常勤の看護師
- ⑥緩和ケアの診療実績
- ⑦院内がん登録の実務を担当する者の中級認定者研修
- ⑧医療安全に関する研修の受講

【2年間の経過措置項目】

- ①専従の放射線治療に携わる常勤の医師

がん診療連携拠点病院等

令和元年7月1日時点

がん診療連携拠点病院: 393カ所
地域がん診療病院: 43カ所

都道府県がん診療連携拠点病院



51カ所

地域がん診療連携拠点病院



339カ所

地域がん診療病院



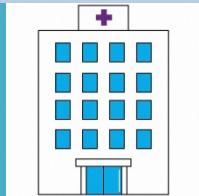
43カ所

- ①地域がん診療連携拠点病院(高度型): 14カ所
- ②地域がん診療連携拠点病院: 325カ所

隣接する2次医療圏の
拠点病院とグループ化

都道府県内の拠点病
院全体のとりまとめ

特定領域 がん診療連携拠点病院



1カ所

国立がん研究センター



2カ所

- 様々な研修
- 都道府県がん診療連携拠点病院
連絡協議会の開催 等

- 平成29年12月に設置した「小児・AYA世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会」の提言を踏まえ、「小児がん診療・支援のさらなるネットワーク化」、「AYA世代への対応の強化」、「医療安全の推進」の3つに重点を置き、指定要件の見直しを行った。

小児がん診療・支援の さらなるネットワーク化

- 小児がん拠点病院による小児がん連携病院の指定
地域ブロック協議会で協議の上、次に掲げる類型ごとに連携病院を指定。
 - ① 地域の小児がん診療を行う連携病院
 - ② 特定のがん種等についての診療を行う連携病院
 - ③ 小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院
- 連携病院も含め、情報の集約化と適切な提供を促進。

AYA世代への対応の強化

- 小児がんからの移行期医療の提供・連携体制の整備
- AYA世代発症のがん患者への医療の提供・連携体制の整備
- AYA世代のがん患者への相談支援体制の整備 等

医療安全の推進

- 医療安全管理部門の設置
- 医療安全管理者の配置 等

小児がん拠点病院

(平成31年4月指定)

● 小児がん拠点病院
全国に15箇所配置



小児がん中央機関と拠点病院・連携病院の概要

アドバイザリー・ボード

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援の向上に関する体制整備
(小児及びAYA世代のがん)
- 情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成(医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局

国立がん研究センター

- ◎情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- 小児がんの登録体制の整備
(院内がん登録実施支援)
- 人材育成(がん専門相談員
基礎研修、院内がん登録実務者)

小児がん拠点病院連絡協議会

地域ブロック協議会

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

小児がん連携病院
(地域の小児がん診療)

小児がん連携病院
(特定のがん種等の診療)

小児がん連携病院
(長期フォローアップ)

小児がん連携病院に求められる要件

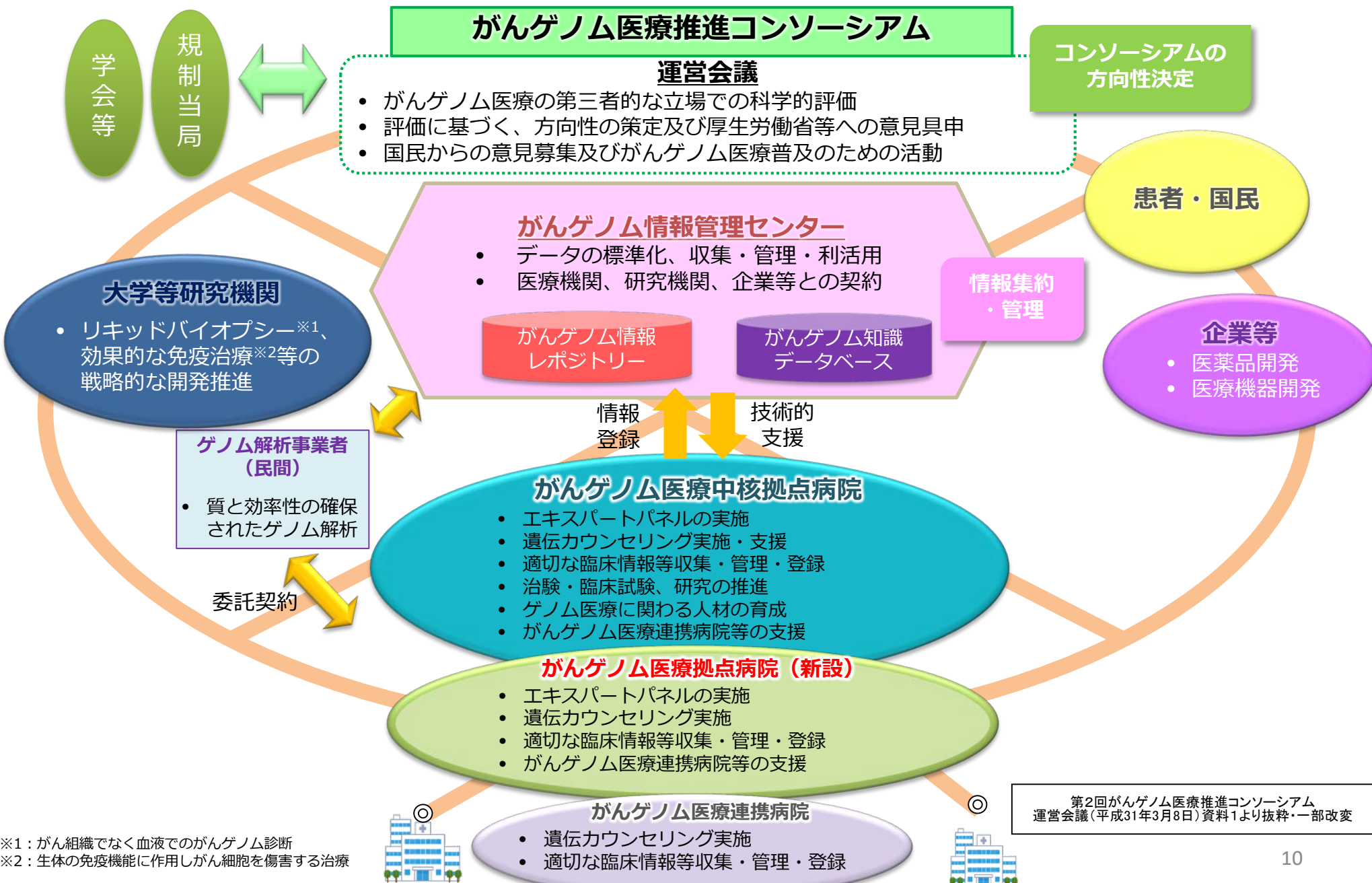
(平成30年7月31日)

	①地域の小児がん診療を行う連携病院	②特定のがん種等についての診療を行う連携病院	③小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院
施設の要件	標準的治療が確立しており均てん化が可能ながん種について、拠点病院と同等程度の適切な医療を提供することが可能であること。	(i) 特定のがん種について、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供することが可能であること。また、(ii) 限られた施設でのみ実施可能な粒子線治療等の標準的治療を提供していること。	小児がん患者等の 長期フォローアップが可能 な体制を有するとともに、患者の状態に応じた適切な治療が必要な場合、自施設において適切な治療を提供することが可能であること、また、自施設での対応が難しい場合には、拠点病院等適切な病院に紹介する体制を整えていること。
	小児がん医療について、外部機関による技術能力についての施設認定を受けた医療施設であること。	(i の場合) 当該がん種について、当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること。	—
人的配置	拠点病院に求められている「診療従事者」の要件に準じた人的配置を行うことが望ましい	拠点病院に求められている「診療従事者」の要件に準じて人的配置を行うことが望ましい	—
	—	—	一般社団法人小児血液・がん学会が主催する「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を受講した医師を配置していること。(※平成31年度中は、猶予)
医療安全	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理部門を設置 常勤の医師、薬剤師、看護師を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全管理部門を設置 常勤の医師、薬剤師、看護師を配置 	—
院内がん登録	国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けている者を1人以上配置することが望ましい。	国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けている者を1人以上配置することが望ましい。	—

いずれの類型にも、下記が共通して求められる。

- (1) 拠点病院に求められている「病病連携・病診連携の協力体制」に準じて連携体制を構築すること。
- (2) 連携する拠点病院に現況報告を提出すること。
- (3) 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対して、拠点病院やがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。
- (4) 相談支援の窓口を設置し、必要に応じて、拠点病院の相談支援センターに紹介すること。なお、小児がん相談員専門研修を修了した者を配置することが望ましい。

がんゲノム医療推進コンソーシアムの体制と役割

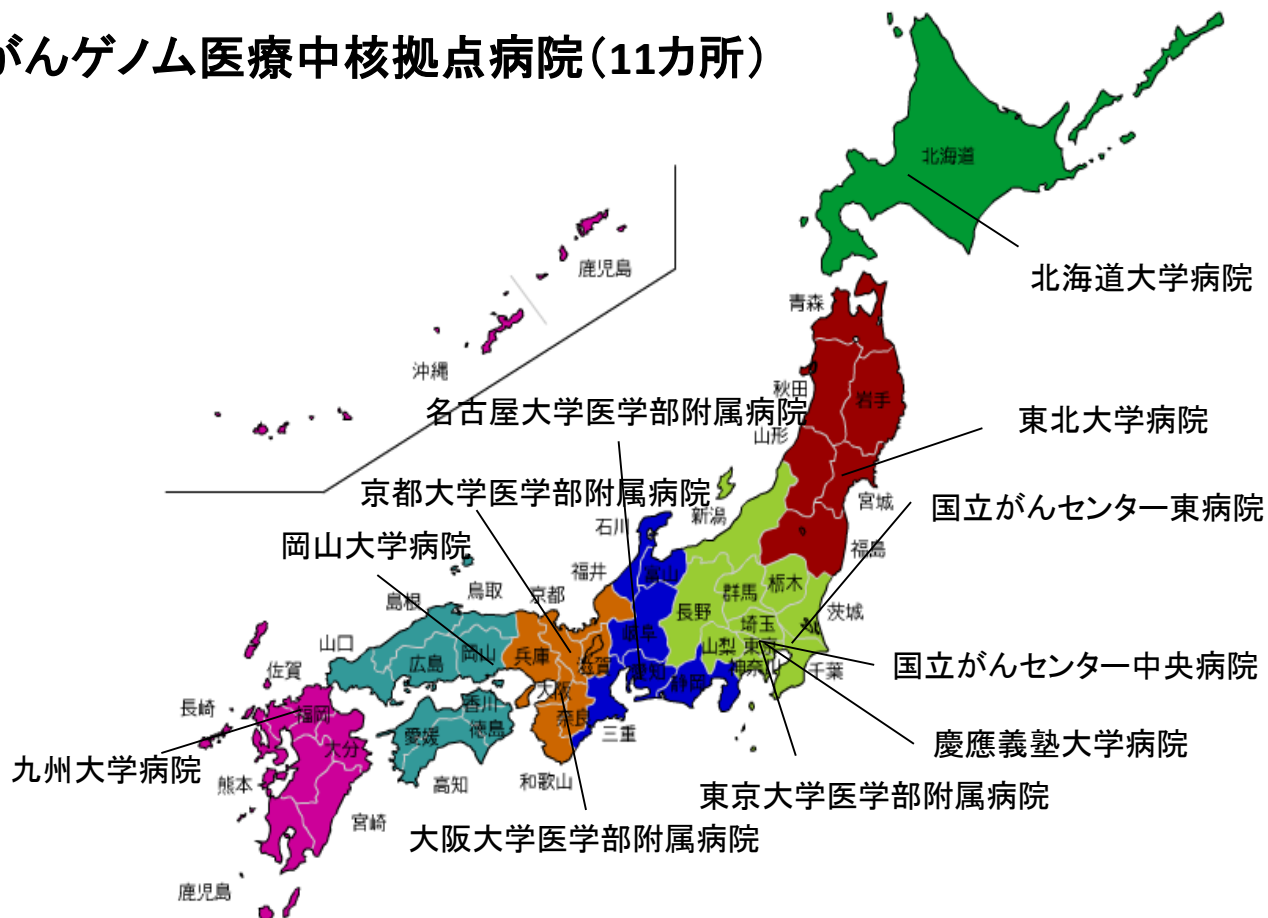


第2回がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議(平成31年3月8日)資料1より抜粋・一部改変

※1: がん組織でなく血液でのがんゲノム診断
 ※2: 生体の免疫機能に作用しがん細胞を傷害する治療

がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療連携病院(平成31年4月時点)

がんゲノム医療中核拠点病院(11カ所)



がんゲノム医療連携病院(156カ所)

がんゲノム医療連携病院(156か所)

平成31年4月時点

都道府県	がんゲノム医療連携病院					
北海道	札幌医科大学附属病院	東京都	日本医科大学付属病院	愛知県	愛知県がんセンター中央病院	
	北海道がんセンター		東京慈恵会医科大学附属病院		名古屋市立大学病院	
	函館五稜郭病院		NTT 東日本関東病院		安城更生病院	
	旭川医科大学病院		虎の門病院		公立陶生病院	
	市立函館病院		国立国際医療研究センター病院		豊橋市民病院	
	恵佑会札幌病院		日本大学医学部附属板橋病院		名古屋第一赤十字病院	
	青森県		弘前大学医学部附属病院		がん研究会有明病院	名古屋第二赤十字病院
			青森県立中央病院		武蔵野赤十字病院	藤田医科大学病院
岩手県	岩手医科大学附属病院	日本赤十字社医療センター	名古屋医療センター			
宮城県	宮城県立がんセンター	東京都立多摩総合医療センター	愛知医科大学病院			
秋田県	秋田大学医学部附属病院	聖マリアンナ医科大学病院	豊田厚生病院			
山形県	山形大学医学部附属病院	北里大学病院	三重県	三重大学医学部附属病院		
福島県	福島県立医科大学附属病院	東海大学医学部付属病院	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院		
茨城県	筑波大学附属病院	神奈川県立がんセンター		滋賀県立総合病院		
	茨城県立中央病院	横浜市立大学附属病院	京都府	京都府立医科大学附属病院		
栃木県	栃木県立がんセンター	神奈川県立こども医療センター		京都第一赤十字病院		
	獨協医科大学病院	横浜市立市民病院		京都市立病院		
	自治医科大学附属病院	新潟県		京都医療センター		
群馬県	群馬県立がんセンター	新潟大学医歯学総合病院	京都桂病院			
	埼玉県	埼玉医科大学国際医療センター	新潟県立がんセンター新潟病院	京都第二赤十字病院		
埼玉医科大学総合医療センター		富山県	富山大学附属病院			
埼玉県立がんセンター			富山県立中央病院			
埼玉県立小児医療センター		石川県	金沢大学附属病院			
獨協医科大学埼玉医療センター			金沢医科大学病院			
千葉県	千葉県がんセンター	福井県	福井大学医学部附属病院			
	千葉大学医学部附属病院	山梨県	山梨県立中央病院			
	亀田総合病院		山梨大学医学部附属病院			
東京都	杏林大学医学部付属病院	長野県	信州大学医学部附属病院			
	聖路加国際病院		長野赤十字病院			
	帝京大学医学部附属病院		岐阜県	岐阜大学医学部附属病院		
	東京医科大学病院			木沢記念病院		
	東京医療センター			岐阜県総合医療センター		
	東邦大学医療センター大森病院	岐阜市民病院				
	東京都立駒込病院	大垣市民病院				
	東京女子医科大学東医療センター	岐阜県立多治見病院				
	国立成育医療研究センター	聖隷三方原病院				
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	静岡県	浜松医科大学医学部附属病院			
	東京医科歯科大学医学部附属病院		静岡県立静岡がんセンター			
	総合病院聖隷浜松病院					
	浜松医療センター					
		静岡県立総合病院				
		大阪府	関西医科大学附属病院			
			大阪医療センター			
			大阪医科大学附属病院			
			大阪市立総合医療センター			
			大阪赤十字病院			
			大阪急性期・総合医療センター			
			市立東大阪医療センター			
			大阪国際がんセンター			
			近畿大学医学部附属病院			
			大阪市立大学医学部附属病院			
		大阪労災病院				
		兵庫県	神戸市立医療センター中央市民病院			
			神戸大学医学部附属病院			
			兵庫医科大学病院			
			姫路赤十字病院			
		奈良県	兵庫県立がんセンター			
			関西労災病院			
		奈良県立医科大学附属病院				
		近畿大学医学部奈良病院				
		和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター			
			和歌山県立医科大学附属病院			
		鳥取県	鳥取大学医学部附属病院			
			鳥取県立中央病院			
		島根県	島根大学医学部附属病院			
			島根県立中央病院			
		岡山県	倉敷中央病院			
			川崎医科大学附属病院			
		広島県	広島市民病院			
			県立広島病院			
			広島大学病院			
		山口県	呉医療センター			
			安佐市民病院			
			福山市民病院			
		徳島県	徳山中央病院			
			山口大学医学部附属病院			
		香川県	岩国医療センター			
			徳島大学病院			
		愛媛県	香川県立中央病院			
			香川大学医学部附属病院			
		高知県	愛媛大学医学部附属病院			
			四国がんセンター			
			高知大学医学部附属病院			
		福岡県	高知医療センター			
			久留米大学病院			
			九州医療センター			
			福岡大学病院			
			北九州市立医療センター			
		佐賀県	九州がんセンター			
			産業医科大学病院			
		長崎県	佐賀大学医学部附属病院			
			佐賀県医療センター好生館			
		熊本県	長崎大学病院			
			熊本大学医学部附属病院			
		宮崎県	大分大学医学部附属病院			
			宮崎大学医学部附属病院			
		鹿児島県	相良病院			
			鹿児島大学病院			
		沖縄県	琉球大学医学部附属病院			

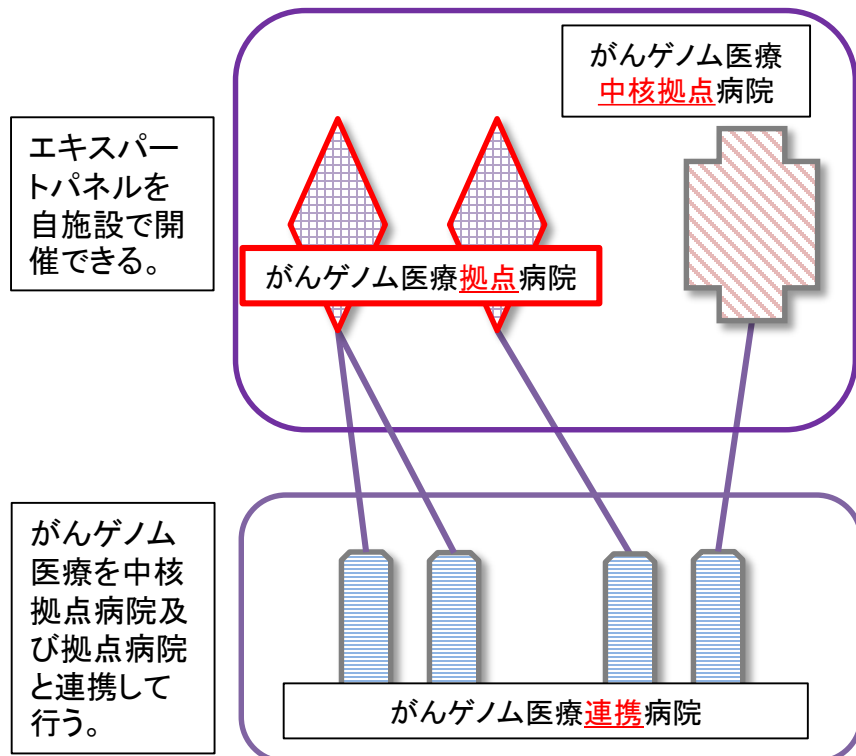
色付きは、都道府県がん診療連携拠点病院

第2回がんゲノム医療推進コンソーシアム運営会議(平成31年3月8日)資料1より一部改変

中核拠点病院等の連携体制について

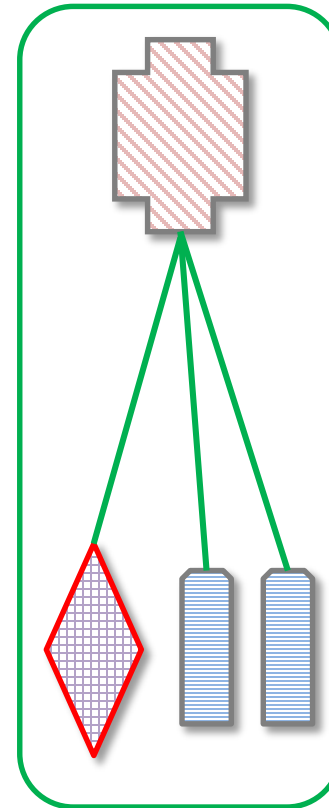
- がんゲノム医療提供体制においては、中核拠点病院又は拠点病院に連携病院が連携する。
- 人材育成、治験・先進医療などにおいては、中核拠点病院に拠点病院及び連携病院が連携する。
(但し、治験・先進医療等については、連携する中核拠点病院を限定しない。)

医療提供体制



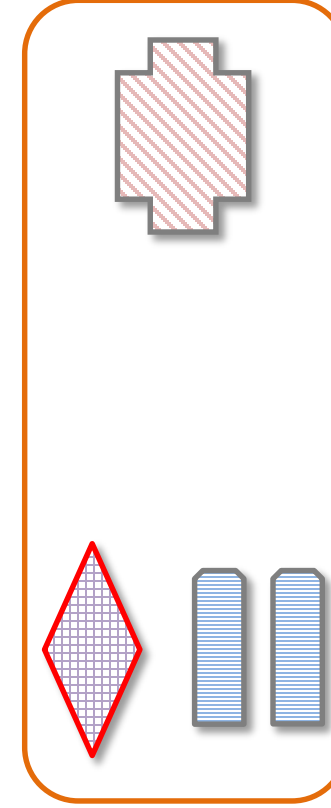
連携病院は、エキスパートパネルを開催する原則1箇所の(※1)中核拠点病院又は拠点病院と連携する。
(※1) 特定の領域において、他の中核拠点病院等とも連携することを想定。

人材育成



人材育成については、中核拠点病院に、拠点病院及び連携病院が連携する。

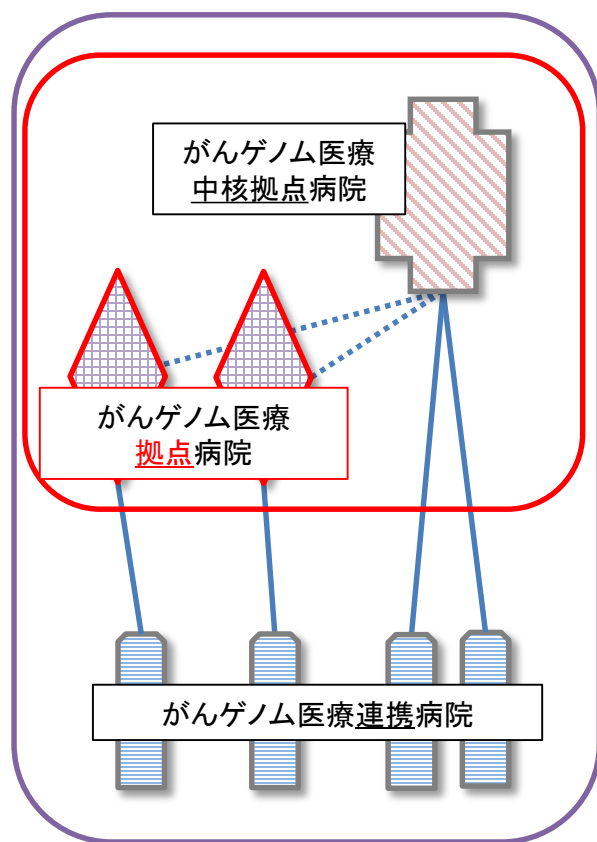
治験・先進医療など



治験・先進医療などについては、連携する中核拠点病院を限定しない。

人材育成、治験・先進医療などについては、中核拠点病院が中心的な役割を担う。

今後のがんゲノム医療中核拠点病院等の機能(案)



	患者説明(検査) 検体準備	シーケンス実施	エキスパートパネル 会議	レポート作成	患者説明(結果)	治療	研究開発 治験・先進医療	人材育成
中核拠点	必須	外注可	必須		必須	必須	必須	必須
拠点	必須	外注可	必須		必須	必須	連携	連携
連携	必須	外注可	中核拠点あるいは拠点病院の会議等に参加		必須	必須	連携	連携

がんゲノム中核拠点病院又は拠点病院が、がんゲノム医療連携病院を申請※

※ がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院は、整備指針の要件を満たしていることを確認の上、自らが連携するがんゲノム医療連携病院の候補となる医療機関を、厚生労働大臣に申請する。

以後、がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院からがんゲノム医療連携病院の追加を、1年ごとを目処として厚生労働大臣に申請する。